

東京都公報

発行
東京都

目次

57

条 例

○東京都議会情報公開条例の一部を改正する条例……………（議会局）…

条例のあらまし

●東京都議会情報公開条例の一部を改正する条例（条例第一六三号）

- 一 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四六号）の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二五年法律第二七号）の改正に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四六号）附則第一条第二号に規定する日から施行します。

条 例

東京都議会情報公開条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十月十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第六十三号

東京都議会情報公開条例の一部を改正する条例

東京都議会情報公開条例（平成十一年東京都条例第四号）の一部を次のように改正する。

第七条第九号中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四六号）附則第一条第二号に規定する日から施行する。

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所
三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一
電話 〇三(五二七六)〇八一(代)

郵便番号
101-0051



この公報は、環境にやさしく、リサイクルできます。